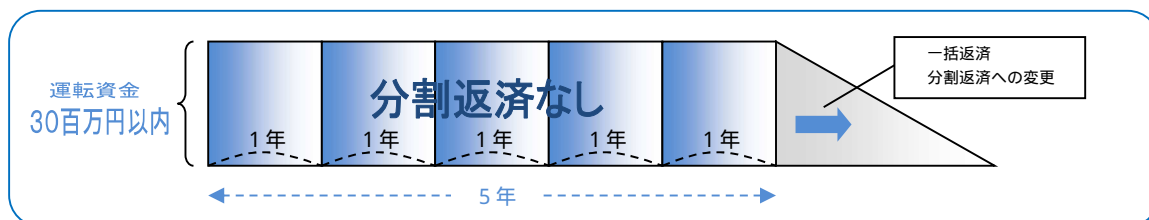


【制度の特徴】

短期資金を一定期間（５年間）継続してご利用いただくことにより、**疑似資本的な資金調達が可能**となり、中小企業の方が安心して事業を継続できる経営環境の整備を支援します。

○本制度ご利用のイメージ



【ご利用できる方】

次の全ての要件を満たす中小企業の方。

申込金融機関との与信または預金取引が６ヶ月以上あること。（法人の場合は代表者でも可）

１期以上の決算（確定申告）を行っていること。

既保証に大幅な返済緩和の条件変更が行われていないこと。

< 法人の場合 > 直近決算において経常利益を計上しており、債務超過でないこと。

< 個人の場合 > 青色申告で、直近の確定申告における青色申告控除前の所得金額が
３００万円以上で、債務超過でないこと。

ただし、組合は本保証の対象外です。

【制度の概要】

借入限度額	１００万円以上 ３，０００万円以下 ただし、原則として直近決算における平均月商以内。また、既存のタンカツの残高を含みます。 ご利用は原則として１企業１口限り。
保証期間	１年以内 １年毎に更新手続きを行い、５年間の継続利用が可能です。 ただし、業況の著しい悪化など所定の要件を満たさない場合は更新できないことがあります。
返済方法	一括返済
担保	原則として不要
保証人	原則として法人代表者以外不要
信用保証料率	協会所定料率。県または市制度の短期資金を利用する場合は、自治体の保証料補助が適用されます。
貸付利率	金融機関所定料率。県または市制度の短期資金を利用する場合は、各制度要綱に定める料率。

【自治体保証制度の利用】

協会保証制度の他、次の自治体保証制度の利用が可能です。

- ・長崎県保証制度・・・長崎県経営安定短期資金保証
- ・長崎市保証制度・・・長崎市中小企業短期資金保証

自治体保証制度を利用する場合は、当該制度要件をあわせて満たす必要があります。

【取扱期間】

< 新規申込 > 平成２７年 ８月 ３日（月）～平成２８年３月３１日（木）保証協会申込受付分まで

< 更新申込 > 平成３２年 ３月 ３１日（火）保証協会申込受付分まで

本制度の詳しい内容については、信用保証協会又はお取引金融機関にお問い合わせください。



長崎県信用保証協会
<http://www.cgc-nagasaki.or.jp/>

本所保証課
佐世保支所

長崎市桜町４番１号
佐世保市常盤町２番１７号

TEL 095（８２２）９１７３
TEL0956（２３）３２９５